

能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱はがけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅（以下「危険住宅」という）の移転を促進するため、町長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅からの移転事業とし、対象事業は、別表1にすべて適合し、補助対象額及び補助率等は、別表2のとおりとする。

(全体設計の承認)

第3条 補助事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金全体設計承認申請書（様式第1号）を提出し、全体設計の承認（様式第2号）を受けなければならない。なお、事業費の総額を変更する場合は、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金全体設計承認変更申請書（様式3号）を提出し、変更の承認（様式第2号）を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付を受けようとする者は、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第4号）により、必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、審査のうえ、補助金を交付することが妥当と認めた時は、補助金交付を決定し、補助金交付申請者に対し、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(補助金交付申請の変更及び中止（廃止）)

第6条 前条の規定により補助金交付の通知を受けた者（以下「事業施行者」という。）が、補助事業の内容を変更するときは、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（様式第6号）をただちに町長に提出しなければならない。町長は、補助金交付変更申請があったとき、妥当と認めた時は、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更決定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

また補助事業の中止等を申請する場合は、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助事業の中止（廃止）申請書（様式第8号）をただちに町長に提出しなければならない。

(着手届)

第7条 事業施行者は、移転工事着工7日前までに、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業着手届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 事業が完了したときは、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第10号）により、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、現地確認を行い、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、能勢町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第11号）を交付するものとする。

2 事業施行者は、前項の補助金交付確定通知を受理したときは、速やかに様式第12号の補助金交付請求書を町長に提出するものとする。

(流用の禁止)

第10条 補助金の交付を受けた者は、これを他の経費に流用してはならない。

(補助金交付通知の取り消し及び還付命令等)

第11条 町長は、事業施行者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段による補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められたとき。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取り消し書(様式第13号)により通知するものとし、補助金の一部又は全部の返還については、補助金返還命令書(様式第14号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 能勢町補助金交付規則第20条を準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年 4月 1日から施行する。

別表1 補助対象採択基準

採 択 基 準	
・要綱施行日以前から所有かつ居住しており、土砂災害特別警戒区域に存する居室のある建築物 ただし、要綱施行日以後に特別警戒区域に指定された場合は、指定日以前から所有かつ居住している建築物	
・危険住宅に代わる住宅の建設又は購入先は、能勢町内とし、建設又は購入後に申請者が居住する建築物	
・危険住宅に代わる住宅の建設助成費については、除却等費と併せて補助対象とする	

別表2 補助対象額及び補助率等

経費の配分		補助対象事業内容	補助限度額
移 転 事 業 に 要 す る 経 費	危険住宅の除去等に要する経費(除却等費)	移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり802千円を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費(建設助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,150千円(建物3,190千円、土地960千円)を限度とする。